

# 居宅介護支援重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3429-5005 (午前9時～午後5時)

担当 荻窪 ふじほ

## 2. 当事業所の概要

### (1) 事業者の名称、所在地、指定番号及びサービス提供地域

事業者名称	克歩訪問看護ステーション
所在地	東京都世田谷区世田谷1丁目32番4号204号室
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都1371216258号)
通常の事業の実施地域	世田谷区

### (2) 事業所の職員体制

	職務内容	人員数
管理者	事業及び従業員の管理	常勤 1名以上 非常勤 名
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	常勤 1名以上 非常勤 名

### (3) 事業所の営業日及び営業時間

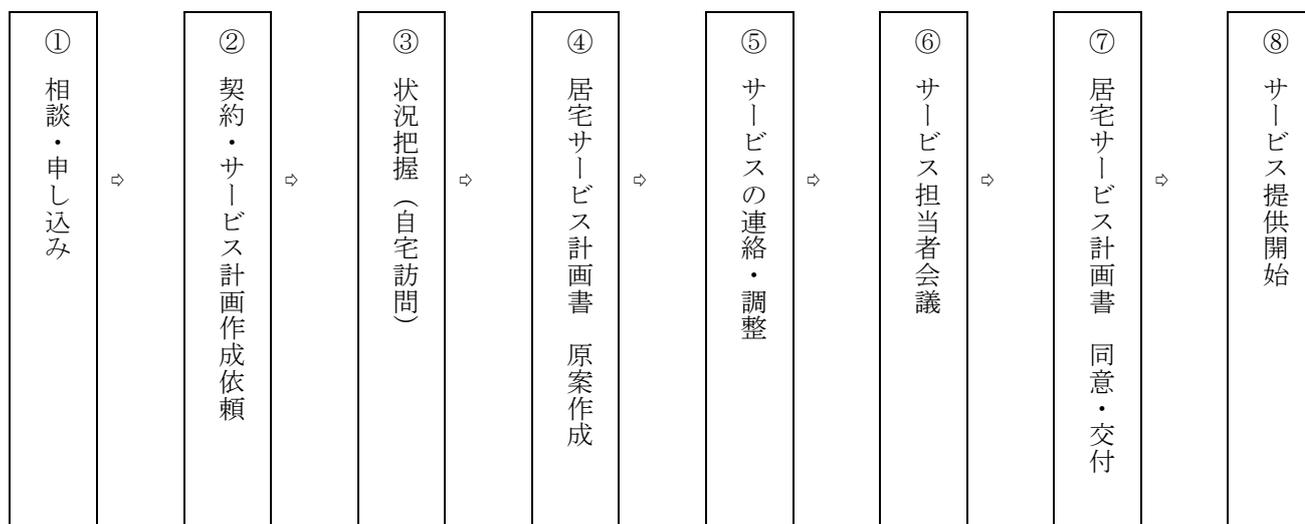
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時

※ただし、年末年始(12月31日～1月3日)及び祝日を除く。

## 3. 利用申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①お電話または来所により、ご相談、申し込みをお受けします。
- ②居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約を取り交わします。また、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者に提出し、居宅介護支援を行うことを届け出ます。
- ③担当介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者の生活状況、住環境、今後の在宅生活に関するご要望などについてお話を伺います。
- ④生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案を作成し、ご利用者に了承を得ます。
- ⑤居宅サービス計画に基づきサービス提供が行われるよう、サービスの連絡・調整を行います。

- ⑥サービス担当者会議にてご利用者、サービス提供事業者等とサービス内容の確認を行います。
- ⑦ご利用者に居宅サービス計画書の同意をいただき、交付します。
- ⑧介護保険サービスの提供開始となります。



- ⑨ サービス提供後も、担当介護支援専門員が定期的にご自宅を訪問し、心身等の状況やサービス実施状況を把握し記録します。状況の変化等に応じて居宅サービス計画の変更を行い、継続的に在宅生活の支援を行います。
- ⑩要介護認定結果に変更があった場合、身体及び生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更を希望される場合などには、生活上の課題の分析を再度行い居宅サービス計画の修正・変更を行います。
- ⑪医療機関へ入院された際には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関に提示してください。

#### 4. 利用料金

##### (1) 居宅介護支援利用料

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなった場合は、1 か月につき下記の料金をいただくことになります。その場合は、当事業所が発行したサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと、保険給付相当分の払い戻しを受けることができます。

要介護 1・2	12,380円
要介護 3～5	16,085円

・上記料金のほか、次の加算項目に該当する場合は、別途利用料が加算されます。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
介護度による区分なし	初 回 加 算	3, 4 2 0 円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2, 8 5 0 円	・入院した日の内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2, 2 8 0 円	・入院した日の翌日又は翌々日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	5, 1 3 0 円	・入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	4, 5 6 0 円	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6, 8 4 0 円	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8, 5 5 0 円	
	退院・退所加算(Ⅲ)	1 0, 2 6 0 円	
通院時情報連携加算	5 7 0 円	・介護支援専門員が受診に同行し、医師に情報を提供したり医師から情報を得て連携を図った場合。(月1回)	
ターミナルケアマネジメント加算	4, 5 6 0 円	・在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 2 8 0 円	・病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	

※ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

・介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦上記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、世田谷区の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

## (2) 交通費

通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費がご利用者の自己負担となります。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収させていただきます。

- ① 通常の事業の実施地域を超え1 km毎に500円

### (3) 解約料

ご利用者は1週間以上の予告期間をもって文書でお申し出くだされば、契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

### (4) 支払方法

料金が発生する場合、1か月毎に清算し、翌月の10日までにご請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払方法は、銀行振込または現金集金の2通りからお選びいただけます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

1週間以上の予告期間をもって文書でお申し出くだされば、解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて終了いただく場合がございます。

その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・要介護認定によりご利用者の心身の状況が、要支援1・2または自立と認定された場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

ご利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為等を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

①介護支援専門員等は、ご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場に立って支援を行います。

②事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき適切な介護サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサー

ビスを調整いたします。その際、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

(2) サービスの利用にあたって

調査（生活上の課題の分析）方法・・・MDS-HC 等、提供可能な課題分析票を用います。

7. サービス内容に関する苦情体制等

(1) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

<相談及び苦情等の窓口>

克歩訪問看護ステーション	電話番号 F A X 番号	03-3429-5005 03-6700-6865
世田谷総合支所保健福祉課	電話番号	03-5432-2850
北沢総合支所保健福祉課	電話番号	03-6804-8701
砧総合支所保健福祉課	電話番号	03-3482-8193
玉川総合支所保健福祉課	電話番号	03-3702-1894
烏山総合支所保健福祉課	電話番号	03-3326-6136
東京都国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	電話番号	03-6238-0177（苦情専用）

8 個人情報の取扱いについて（秘密保持）

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用するのは、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご利用者から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、ご利用者のご家族から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。  
虐待防止に関する責任者；荻窪 ふじほ

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修をしています。

#### 9 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常時多事の体制で早期の業務再開を図る為計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な処置を講じます。
- (2) 事業所は担当職員に業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 10 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、指針を整備し職員に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に行います。

#### 11 事故発生時の対応方法について

##### (1) 事故発生時

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

##### (2) 賠償責任

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

10. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団さくら会
代表者役職・氏名	理事長 岡田 錬之介
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区世田谷一丁目 32 番 18 号
定款の目的に定めた事業	本社は、病院、診療所、介護老人保健施設を運営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする外、医療関係者の養成所及び医学に関する研究所を設置する。
事業所数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷中央病院</li> <li>・介護老人保健施設ビバ・フローラ</li> <li>・世田谷中央看護高等専修学校</li> <li>・克歩訪問看護ステーション</li> <li>・グループホーム チューレンポート</li> <li>・成城克歩訪問看護ステーション</li> <li>・鷺沼透光診療所</li> <li>・透光燦燦デイケアセンター</li> <li>・透光燦燦居宅介護支援事業所</li> <li>・住宅型有料老人ホーム季布之家西館</li> </ul>

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者及びそのご家族に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項の説明を行いました。

**【事業所】**

所在地 東京都世田谷区世田谷 1 丁目 32 番 4 号 204 号室

事業所名 克歩訪問看護ステーション

居宅介護支援 管理者 荻窪 ふじほ

説明者 荻窪 ふじほ 印

私は、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、この内容について同意し、本書面の交付を受けました。

**【利用者】**

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代理人または家族代表)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_